

災害時要援護者に関する協力協定書（案）

柏崎市（以下「甲」という。）と 自主防災組織（以下「乙」という。）とは、地域の災害時要援護者への支援対策について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）について、甲と乙が連携・協力して地域の自主防災組織等の災害発生時における必要な支援体制等を整備し、要援護者に対する支援を円滑に行うことを目的とする。

（要援護情報の共有）

第2条 甲及び乙は、要援護者に対する避難情報等の伝達、安否確認、避難誘導等を連携・協力して行うため、要援護者情報の共有に努めるものとする。

（情報交換）

第3条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、要援護者の支援体制等に関し、情報交換を行うものとする。

（要援護者名簿の提供及びその適正管理）

- 第4条 甲は、要援護者から同意を得て作成した要援護者名簿を乙に提供するものとする。
- 乙は、前項の要援護者名簿を善良なる管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。
 - 乙は、提供された要援護者名簿の複写や複製をしてはならない。ただし、要援護者支援活動を遂行するに当たり、やむを得ず複写する必要がある時は、この限りではない。その場合複写した名簿は、使用后速やかに回収しなければならない。

（支援体制等の整備）

第5条 乙は、甲から提供された要援護者名簿等により要援護者の状況を把握し、支援体制等の整備に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、要援護者の支援活動により知りえた個人情報を関係者以外に漏洩し、目的外に使用してはならないものとする。

（災害発生時の伝達）

第7条 甲は、乙の該当する地域に災害が発生する恐れがある場合や災害が発生し

た場合は、多様な方法で速やかに伝達するものとする。

(災害時の支援活動)

第8条 乙は、前条の伝達を受けたときは、関係者が互いに連携し、避難情報等の伝達、安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援活動に努めるものとする。

(災害時の被害報告)

第9条 乙は、要援護者に関し死者、けが人等の人的被害を把握したときは、速やかに甲へ連絡するよう努めるものとする。

2 甲は、必要に応じて、乙に対し要援護者の被害状況を問い合わせることができる。

(協議)

第10条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成22年 月 日

甲 柏崎市中央町5番50号
柏崎市長 会田 洋

乙 住所
自主防災会 代表